



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）…………… 1
- 地籍調査に関する事業計画の決定（土地対策課）…………… 2
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課）…………… 2
- 沖縄県男女共同参画センターの利用料金の承認（平和援護・男女参画課）…………… 3
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 6
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課）…………… 6
- 県道路線の認定（道路管理課）…………… 7
- 都市計画事業の認可・2件（都市計画・モノレール課）…………… 7
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 8

### 公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 10

## 告 示

### 沖縄県告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成26年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における自動車税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社コストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号

- (3) 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した自動車税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- (3) 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第267号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査の事業計画を次のとおり定める。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 調査を行う者の名称 沖縄県及び那覇市
- 調査地域 那覇市（首里崎山町3丁目、首里崎山町4丁目、首里金城町4丁目及び繁多川4丁目の一部）
- 調査期間 平成26年4月22日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第268号**

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
- 指定管理者 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 バイオ・サイト・キャピタル株式会社
- 利用料金の適用年月日 平成26年4月1日
- 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	1平方メートル1月につき	2,360円
駐車場	1台1月につき	3,080円
会議室	1室1時間につき	220円
リフレッシュルーム	1室1時間につき	820円
シャワー室	1回につき	100円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
会議室等	テレビ会議システム	1式1時間につき	2,100円
	プロジェクター（大）	同	370円
	プロジェクター（小）	同	190円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	420円
	多本架冷却遠心機	同	220円
	超高速遠心機	同	1,010円
	オートクレーブ(100リットル)	同	330円
	大型恒温振とう培養機	同	310円
	自動培養装置	同	1,520円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	130円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	150円
	大型凍結乾燥機	同	370円
	中型恒温振とう培養機	同	110円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,150円
	ドラフトチャンバー	同	580円
	ハイスループット遠心エバポレーター	同	530円
	分光光度計	同	180円
	小型自動分注器	同	710円
	正立蛍光顕微鏡	同	720円
	微量高速冷却遠心機	同	200円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,850円
	細胞解析装置	同	2,020円
	ケミルミ検出器	同	220円
	デジタルPCR	同	410円
	DNA断片化装置	同	310円
	マイクロプレートウォッシャー	同	220円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	270円
	パルスフィールド電気泳動装置	同	570円
	マイクロプレートリーダー	同	250円
	低圧クロマトグラフィ	同	460円
サーマルサイクラ	同	190円	
大型プリンター	B0サイズスタンダード普通紙	1枚につき	420円
	B0サイズプレミアム光沢紙	同	2,620円
	B1サイズスタンダード普通紙	同	270円
	B1サイズプレミアム光沢紙	同	1,360円
	A0サイズスタンダード普通紙	同	370円
	A0サイズプレミアム光沢紙	同	2,160円
	A1サイズスタンダード普通紙	同	240円
	A1サイズプレミアム光沢紙	同	1,130円

## 備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときは、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

## 沖縄県告示第269号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県男女共同参画センターの利用料金を承認した。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施設の名称 沖縄県男女共同参画センター
- 2 指定管理者 那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体



## 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日

## 4 利用料金の額

## (1) 施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）			
		午 前 (9時～12時)	午 後 (12時～18時)	夜 間 (18時～21時)	
ホール	入場料を徴収しない場合	2,420円	3,620円	4,830円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	2,860円	4,270円	5,700円	
会議室 1	入場料を徴収しない場合	400円	440円	590円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	460円	510円	680円	
会議室 2	入場料を徴収しない場合	400円	440円	590円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	460円	510円	680円	
会議室 3	入場料を徴収しない場合	400円	440円	590円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	460円	510円	680円	
特別会議室	入場料を徴収しない場合	590円	590円	780円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	680円	680円	910円	
研修室 1	入場料を徴収しない場合	780円	880円	1,160円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	910円	1,040円	1,360円	
研修室 2	入場料を徴収しない場合	400円	440円	590円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	460円	510円	680円	
研修室 3	入場料を徴収しない場合	400円	440円	590円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	460円	510円	680円	
創作室	共用利用	1人1回（3時間以内）につき、中・高校生は130円、一般は250円			
	専用利用	入場料を徴収しない場合	450円	500円	670円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	580円	650円	850円
生活実習室	入場料を徴収しない場合	450円	500円	670円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	580円	650円	850円	
でいごの間	入場料を徴収しない場合	230円	240円	310円	
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝	280円	290円	390円	

和室		等の営業行為を行う場合			
	ゆうなの間	入場料を徴収しない場合	230円	240円	310円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	280円	290円	390円
茶室			170円	190円	250円
フィットネスルーム	共用利用	1人1回(2時間以内)につき、中・高校生は130円、一般は250円			
	専用利用	入場料を徴収しない場合	670円	670円	880円
		入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	850円	850円	1,140円

(2) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演壇	1台	210円
	司会者卓	1台	100円
	花台	1台	30円
音響器具	ダイナミックマイク	1本	210円
	コンデンサーマイク	1本	210円
	ワイヤレスマイク	1本	520円
	マイクスタンド	1本	30円
	はね返しスピーカー	1台	370円
	カセットテープレコーダー(再生)	1台	210円
	カセットテープレコーダー(録音)	1台	740円
	CDプレーヤー	1台	260円
	デジタルオーディオテープレコーダー(DAT)	1式	420円
	ビデオテープレコーダー(VTR)	1式	420円
照明器具	第1ボーダーライト(200W×56灯)	1列	260円
	第1サスペンションライト(500W×18台)	1列	310円
	第2サスペンションライト(1KW×30台)	1列	1,060円
	シーリングスポットライト(1KW×20台)	1列	470円
	アッパーホリゾンライト(200W×64灯)	1列	370円
	ローアホリゾンライト(150W×84灯)	1列	310円
	フロントサイドスポット(1KW×18台)	1式	420円
	フットライト(60W×72灯)	1式	100円
	クセノンピンスポット(1KW×2台)	1台	310円

ホールの冷暖房設備	冷房する場合	1時間につき	1,960円
	暖房する場合	1時間につき	1,320円
その他	スーパープロジェクター	1台	2,640円
	スライドプロジェクター	1台	630円
	オーバーヘッドカメラ	1台	470円
	ピアノ	1台	2,120円
	持ち込み器具コンセント	1KWにつき	100円

## 備考

- 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。
  - 10時から12時までの間は、超過時間1時間につき午前の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
  - 12時から18時までの間は、超過時間1時間につき午後の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
  - 18時後は、超過時間1時間につき夜間の1時間の利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
- ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。

## 沖縄県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 公共測量を実施した地域 宮古島市下地イリノソコ地区内
- 公共測量を実施した期間 平成25年11月15日から平成26年3月17日まで
- 作業種類 公共測量（イリノソコ地区は場整備計画図作成）

## 沖縄県告示第271号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- しゅん功認可年月日及び指令番号 平成26年4月8日 沖縄県指令農第637号
- しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - 認可を受けた者 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市
  - 代表者 うるま市宇天願1704番地 うるま市長 島袋俊夫
- 埋立区域
  - 位置 うるま市勝連津堅灯台原299番30、299番31及び299番29に接する無地番地の地先公有水面
  - 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と既設構造物との境界線、⑤の地点から⑨の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と無地番地との境界線、⑨の地点から⑫の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メー



ル)における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番30との境界線、⑫の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D. L. +2.22メートル) における公有水面と既設構造物との境界線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ線、⑮の地点から⑰の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D. L. +2.22メートル) における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番31との境界線及び①の地点と⑰の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D. L. +2.22メートル) における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番31との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点 (赤1) 光原 (北緯26度15分42秒2596、東経127度56分29秒9266) から191度12分29秒1,985.57メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から314度09分41秒8.02メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から44度05分16秒29.80メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から314度05分12秒99.53メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から44度59分55秒63.34メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から106度23分09秒8.47メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から153度24分20秒6.99メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から151度33分00秒5.13メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から150度06分30秒20.58メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から253度45分26秒15.32メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から162度48分33秒10.81メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から74度02分52秒14.83メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から152度17分22秒12.93メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から149度18分48秒17.90メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から145度52分31秒32.10メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から252度26分30秒30.90メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から162度51分50秒29.69メートルの地点

(3) 面積 5,680.96平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年 1月11日 沖縄県指令農第13号

5 関係図書を閲覧する事ができる市町村名 うるま市

**沖縄県告示第272号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。  
 なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成26年 4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
253	浦西停車場線	浦添市前田	
		西原町字徳佐田	
254	幸地インター線	西原町字翁長	
		西原町字幸地	

**沖縄県告示第273号**

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
 平成26年 4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那33号十貫瀬公園
- 3 事業施行期間 平成26年 4月22日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 那覇市牧志1丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし

---

**沖縄県告示第274号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成26年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市・南風原町環境施設組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・南5号環境の杜ふれあい公園
- 3 事業施行期間 平成26年 4月22日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 島尻郡南風原町字新川新川原及び伊武志川原地内
  - (2) 使用の部分 なし

---

**沖縄県告示第275号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第774号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成26年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 那3号天久緑地
- 3 事業施行期間 平成4年10月2日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成4年沖縄県告示第796号、平成11年沖縄県告示第236号、平成13年沖縄県告示第149号、平成15年沖縄県告示第255号、平成17年沖縄県告示第149号、平成19年沖縄県告示第228号、平成21年沖縄県告示第190号、平成23年沖縄県告示第163号及び平成25年沖縄県告示第153号の事業地のうち那覇市字天久樋川原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

---

**公 告**

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画火葬場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 1号石垣火葬場



## 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成26年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
  - (3) 申請書等の受付期間 平成26年4月22日から同年5月2日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合におい

ては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成26年8月29日（金曜日）

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 平成26年4月22日付け沖縄県公報定期第4243号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

(2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成26年5月16日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にある場合は1日以内に、本島外にある場合は2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

(3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成26年5月16日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

#### 3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成26年5月1日（木曜日）から同月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

#### 4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年6月2日（月曜日）午前11時

(2) 場所 沖縄県庁13階入札室

#### 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

#### 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年5月1日（木曜日）から同月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁教育支援課
- 8 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
  - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成26年6月1日（日曜日）午後5時（同期限までに必着のこと。）
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
  - (3) 入札説明会の日時及び場所
    - ア 日時 平成26年5月1日（木曜日）午前11時
    - イ 場所 沖縄県庁13階入札室
  - (4) 最低制限価格 設定しない。
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
  - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
  - (2) DELIVERY DUE DATE  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
  - (3) PRE-BID MEETING  
Date & Time : May 1, 2014 (Thursday) 11:00 a.m.  
Place : Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, Bid Room
  - (4) BID OPENING  
Date & Time : June 2, 2014 (Monday) 11:00 a.m.  
Place : Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, Bid Room
  - (5) POINT OF CONTACT  
Education Support Division, Okinawa Department of Education,  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan  
Telephone 098-866-2711



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--